

令和8年度 目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金 申請の手引き

1. 趣旨

目黒区在住の重症心身障害児とその家族が参加する団体が実施する自発的活動(以下、「自発的活動」とします。)の円滑な実施及び社会参加の拡充などを図ることを目的として補助金を交付します。

2. 対象事業

- ・重症心身障害児や家族等が互いの悩みの共有や情報交換等ができる交流活動(ピアサポート)
- ・重症心身障害児家族のための医療や介護技術などの学習会

※次のような事業は対象になりません。

- ・目黒区や他の公共的団体等から補助金や助成金を受けている事業
- ・営利を目的とする事業
- ・政治性、宗教性のある事業

3. 補助対象期間

令和8年4月から令和9年3月まで

4. 申込ができる団体

目黒区在住の重症心身障害児とその家族が参加する団体であること。

5. 補助対象経費

- ・講師、訪問看護師、介護福祉士等の謝礼
- ・活動会場の借り上げ費用
- ・重症心身障害児及びその家族が活動に参加するための送迎経費
- ・その他、区長が必要と認めたもの

※次のような経費は対象となりません。

- ・交際費(慶弔費を含む)
- ・食糧費(新年会等を含む)
- ・使途用途が決定していない経費(雑費、予備費等)

6. 補助金額

1法人あたり100万円を上限とします。

7. 申請方法

下記の書類を、郵送もしくは持参して令和8年3月13日(金)までに担当窓口へ提出してください。

- ・目黒区重症心身障害児自発的活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
- ・年間活動計画書(第2号様式)
- ・役員名簿(第3号様式)
- ・会員名簿(第4号様式)
- ・会則
- ・申請担当者の連絡先がわかるもの

8. 審査と交付決定

提出された年間事業計画書等に基づき、申請内容を審査し、交付決定をします。

交付が決定した法人へは「交付決定通知書」を送付します。

なお、活動の内容や全体の申込件数によっては、助成金交付に条件をつけたり、減額または交付しない場合があります。

9. 補助金を受けた団体の責務

交付決定を受けた団体は補助金を交付目的・交付決定の内容に沿って使用し、事業を実施してください。補助金を助成対象経費以外の他の用途に流用することはできません。

なお、交付決定の内容に沿った事業が行われていないことが認められた場合には、区が指導を行い、改善されない場合には交付決定を取り消す場合があります。

10. 事業報告

1年間の事業終了後、実績報告として令和9年4月末までに所定の様式等で事業報告を行ってください。

11. 補助金確定

実績報告書を審査し、適正と認められた場合には、「補助金確定通知書」を送付します。確定した金額よりも補助額が多い場合(残額が生じた場合)には差額を返還していただきます。